

調停の申立て及び訴えの提起について

債務の額を確定させるため、次のとおり民事調停の申立て及び訴えの提起をする。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市北区在住の者

2 申立ての趣旨

平成27年12月16日発生の交通事故について、熊本市が相手方に対して負う損害賠償債務の額は、既払金を除く金990,080円を超えては存在しないことを確認する。

3 申立ての概要

平成27年12月16日、総務局人事課の職員が、公用車にて熊本市北区植木町豊田の道路を走行中、右折待ち車両の後方で停止していた相手方運転車両に公用車を追突させ、相手方が頸部捻挫等の傷害を負った。

熊本市は、車両損害に係る賠償及び相手方の治療終了までの治療費を支払った上、代理人を通じて、既払金を除く損害賠償金の支払を申し入れたものの、相手方からは回答がなく、交渉が進展しない状況である。

そこで、申立人が相手方に対して負う損害賠償債務の額が既払金を除く金990,080円を超えては存在しないことの確認を求めため、熊本簡易裁判所に対し、調停を申し立てるものである。

4 事件に関する取扱い

調停が成立しない場合は、訴えを提起する。判決の結果、市長は、必要に応じて控訴及び上告又は上告受理の申立てをすることができる。

(提出理由)

債務の額を確定させるための民事調停の申立て及び訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。